

香川県報



号 外

平成 15 年

8月29日(金曜日)

目次

規 則

- と畜場法施行細則 (生活衛生課) 一
- 香川県行政組織規則等の一部を改正する規則 () " () 二

規 則

と畜場法施行細則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十六号

と畜場法施行細則

と畜場法施行細則（昭和二十九年香川県規則第四十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下「法」という。）の施行について、と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号。以下「政令」という。）及びと畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（と畜場の設置の許可の申請）

第二条 法第四条第一項の許可の申請は、と畜場設置許可申請書（第一号様式）により香川県食肉衛生検査所長（以下「所長」という。）を経由して知事に行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 と畜場の平面図及び構造設備の詳細を記載した書類
- 二 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類

三 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

四 と畜場において食肉の取引を行おうとする場合にあつては、その概要を記載した書類

類

（と畜場の構造設備等の変更の届出）

第三条 法第四条第三項の規定による届出は、と畜場構造設備等変更届出書（第二号様式）により所長を経由して知事に行わなければならない。

2 前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

（と畜場の廃止等の届出）

第四条 と畜場の設置者は、と畜場を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、と畜場廃止（休止）届出書（第三号様式）を所長を経由して知事に提出しなければならない。

（衛生管理責任者の届出）

第五条 法第七条第六項の規定による届出は、と畜場衛生管理責任者設置（変更）届出書（第四号様式）により所長を経由して知事に行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該衛生管理責任者が法第七条第五項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

（作業衛生責任者の届出）

第六条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による届出は、と畜場作業衛生責任者設置（変更）届出書（第五号様式）により所長に行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該作業衛生責任者が法第十条第二項において読み替えて準用する法第七条第五項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(と畜場使用料又はとさつ解体料の額等の認可の申請)

第七条 法第十二条第一項の認可の申請は、と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更に認可申請書(第六号様式)により所長を経由して知事に行わなければならない。)

2 前項の申請書には、と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更の場合にあっては変更後の額)の算定の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

(自家用とさつの届出)

第八条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、自家用とさつ届出書(第七号様式)により所長に行わなければならない。

(と畜場外におけるとさつの許可の申請)

第九条 政令第四条第二号の許可の申請は、と畜場外とさつ許可申請書(第八号様式)により所長に行わなければならない。

(と畜場外においてとさつし、又は解体する場合の遵守事項)

第十条 法第十三条第一項第一号若しくは第四号又は第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる場所その他公衆衛生上危害を生ずるおそれがある場所では、とさつし、又は解体しないこと。

二 獣畜から生ずる廃棄物は、飛散させ、放置し、又は投棄しないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、所長が指示する事項

(と畜場外への持出しの許可の申請)

第十一条 政令第五条第一項第一号の許可を受けようとする者は牛の皮と畜場外持出し許可申請書(第九号様式)を、同項第二号の許可を受けようとする者は牛の皮と畜場外持出し許可申請書(第十号様式)を、同項第三号の許可を受けようとする者は獣畜の肉

等と畜場外持出し許可申請書(第十一号様式)を所長に提出しなければならない。

(牛の皮又は卵巢の持出しの許可の有効期間)

第十二条 政令第五条第一項第一号及び第二号の許可の有効期間は、一月以内で所長が適当と認めて定めた期間とする。

(牛の皮又は卵巢を持ち出す場合の遵守事項)

第十三条 政令第五条第一項第一号又は第二号の許可を受けた者は、当該許可により牛の皮又は卵巢をと畜場外に持ち出す場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 持出しを行う牛の皮又は卵巢は、省令別表第一に掲げる部分に接触し、又はそのおそれのないものであること。

二 政令第五条第一項第一号に規定する解体後検査により、持ち出された牛の皮又は卵巢に係る牛が省令第十一条に規定する疾病にかかっていると認められたときは、直ちに、その牛の皮又は卵巢を容器に収納し、持出しが行われたと畜場に返送すること。

(牛の皮又は卵巢の持出しの許可の取消し)

第十四条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令第五条第一項第一号又は第二号の許可を取り消すことができる。

一 政令第五条第三項の規定により付された許可の条件又は前条の規定に違反したとき。
二 省令第十二条第一項又は第二項に規定する許可の基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 その他公衆衛生上必要と認めるとき。

(獣畜の肉等の焼却の報告)

第十五条 政令第五条第一項第三号の許可を受けた者は、当該許可によりと畜場外に持ち出した同号に規定する獣畜の肉等を焼却したときは、速やかに、獣畜の肉等焼却報告書(第十二号様式)を所長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該獣畜の肉等が焼却されたことを証する書類を添付しなければならない。

(獣畜のとさつ又は解体の検査の申請)

第十六条 法第十四条第一項から第三項まで(第四項において準用する場合を含む。)(の検査の申請は、と畜検査申請書(第十三号様式)により所長に行わなければならない。

2 法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の検査に係る前項の申請書には、その獣畜に係る省令第十四条第二項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付しなければならない。

(検印のと畜場番号)

第十七条 省令第十七条に規定する検印のと畜場番号は、次の表のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
株式会社香川県畜産公社	二
香川県農業協同組合四国大川支部畜産センター	五
小豆地区広域行政事務組合土庄と畜場	六

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のと畜場法施行細則の規定によりされている申請その他の行為は、改正後のと畜場法施行細則の相当規定によりされている申請その他の行為とみなす。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

と畜場設置許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場を設置したいので、と畜場法第4条第1項の許可を申請します。

と 畜 場	所 在 地					
	名 称					
	一般と畜場又は 簡易と畜場の別					
処理する獣畜	種 類	牛	馬	豚	めん羊	山羊
	1日当たりの 頭 数					

備考 次の書類を添付してください。

- (1) と畜場の平面図及び構造設備の詳細を記載した書類
- (2) と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (4) と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要を記載した書類

第2号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場構造設備等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場の構造設備等を変更したいので、と畜場法第4条第3項の規定により届け出ます。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次の書類のうち当該変更事項に係るものを添付してください。
- (1) と畜場の平面図及び構造設備の詳細を記載した書類
 - (2) と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類
 - (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - (4) と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要を記載した書類

第3号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場廃止(休止)届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場を廃止(休止)したので、と畜場法施行細則第4条の規定により届け出ます。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
廃 止 (休 止) 年 月 日	年 月 日	
休止にあつては、その期間	年 月 日から 年 月 日まで	
廃 止 (休 止) の 理 由		

第4号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場衛生管理責任者設置(変更)届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場の衛生管理責任者を設置(変更)したので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
設置した(変更後の) 衛生管理責任者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
設 置 (変 更) 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付してください。
- 2 設置し、又は変更した日から15日以内に届け出てください。

第5号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場作業衛生責任者設置(変更)届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

と畜場の作業衛生責任者を設置(変更)したので、と畜場法第10条第2項において読み替えて準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
設置した(変更後の) 作業衛生責任者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
設 置 (変 更) 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において読み替えて準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付してください。
2 設置し、又は変更した日から15日以内に届け出てください。

第6号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更)認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更)について、と畜場法第12条第1項の認可を申請します。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
	と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更の場合にあっては、変更後の額)	
	変 更 前 の 額 (額 の 変 更 の 場 合)	
	変 更 予 定 年 月 日 (額 の 変 更 の 場 合)	年 月 日

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 と畜場使用料又はとさつ解体料の額(額の変更の場合にあっては、変更後の額)の算定の基礎を記載した書類を添付してください。

第7号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

自家用とさつ届出書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

職 業

と畜場法第13条第1項第1号の規定によるとさつをしたいので、届け出ます。

とさつしようとする年月日時	年 月 日 時				
とさつしようとする場所及びその周囲の概要					
とさつしようとする獣畜	種 類	性 別	年 齢	特 徴	重 量
食用に供しようとする者の範囲					
自己及び同居者以外の者の食用に供しようとする場合	自己及び同居者以外の者の住所及び氏名			食用に供する獣畜の量	

- 備考 1 とさつしようとする獣畜の年齢については、不明のときは、推定年齢を記載してください。
 2 とさつしようとする獣畜の特徴については、品種、産地等を記載してください。
 3 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第8号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

と畜場外とさつ許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場以外の場所においてとさつをしたいので、と畜場法施行令第4条第2号の許可を申請します。

とさつしようとする年月日時	年 月 日 時				
とさつしようとする場所及びその周囲の概要					
とさつしようとする獣畜	種 類	性 別	年 齢	特 徴	重 量
と畜場以外の場所においてとさつしなければならない理由					
とさつした獣畜の肉、骨、内臓及び汚物等の処分方法					

- 備考 1 とさつしようとする獣畜の年齢については、不明のときは、推定年齢を記載してください。
2 とさつしようとする獣畜の特徴については、品種、産地等を記載してください。
3 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第9号様式（第11条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

牛の皮と畜場外持出し許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

牛の皮をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第1号の許可を申請します。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
	連 絡 先	
持 出 し を 行 う 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限		
持出しを行う牛の皮の個体識別方法		
と畜場の管理者等による持出しを行う牛の皮に係る情報の記録に関する措置の内容		
持 出 し を 行 う 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
持 出 し の 方 法		
持出し時の事故を防止するための措置の内容		

(裏面)

持ち出された 牛の皮の保存 を行う者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先			
持ち出された 牛の皮の保存 を行う施設	区 分 (該当する番号 に○印をつけ てください。)	1 化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場 2 化製場等に関する法律第8条に規定する貯蔵の施設		
	所 在 地			
	名 称			
	連 絡 先			
	保存すること ができる牛の 皮の数量		1日に搬入す ることができる 牛の皮の数量	
保 存 の 方 法				
保存時の事故を防止するための措置の内容				
持ち出された牛の皮の保存 を行う者による当該牛の皮 に係る情報の記録に関する 措置の内容				

備考 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第10号様式（第11条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

牛の卵巣と畜場外持出し許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

牛の卵巣をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第2号の許可を申請します。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
	連 絡 先	
持 出 し を 行 う 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限		
持出しを行う牛の卵巣の個体識別方法		
と畜場の管理者等による持出しを行う牛の卵巣に係る情報の記録に関する措置の内容		
持出しを行 う者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
持 出 し の 方 法		
持出し時の事故を防止するための措置の内容		

(裏面)

持ち出された牛の卵巣の保存を行う者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先			
持ち出された牛の卵巣の保存を行う施設	区 分	1 家畜改良増殖法に規定する家畜人工授精所 2 独立行政法人家畜改良センター 3 牛の改良増殖に係る研究を行う機関		
	所 在 地			
	名 称			
	連 絡 先			
	保存することができる牛の卵巣の数量		1日に搬入することができる牛の卵巣の数量	
保 存 の 方 法				
保存時の事故を防止するための措置の内容				
持ち出された牛の卵巣の保存を行う者による当該牛の卵巣に係る情報の記録に関する措置の内容				

備考 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第11号様式(第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

獣畜の肉等と畜場外持出し許可申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

焼却するために獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第3号の許可を申請します。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
持出しを行う獣畜の肉等及びその数量		
と畜場の管理者等による持出しを行う獣畜の肉等に係る情報の記録に関する措置の内容		
持 出 し 予 定 年 月 日		年 月 日
持出しを行う者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
持 出 し の 方 法		
持出し時の事故を防止するための措置の内容		

(裏面)

焼却予定年月日		年 月 日		
焼却を行う者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先			
焼却を行う施設	所 在 地			
	名 称			
	連 絡 先			
	1時間当たりの処理能力	kg	火格子面積	m ²
予定している焼却を行うことができなかった場合の措置の内容				

備考 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第12号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

獣畜の肉等焼却報告書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

報告者 住 所
氏 名〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場外へ持ち出した獣畜の肉等を焼却したので、と畜場法施行細則第15条第1項の規定により報告します。

と 畜 場	所 在 地	
	名 称	
持 出 し 年 月 日	年 月 日	
焼 却 年 月 日	年 月 日	
焼却した獣畜の肉等及びその数量		
焼却を行った者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
焼却を行った施設	所 在 地	
	名 称	
	連 絡 先	

- 備考 1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 持ち出された獣畜の肉等が焼却されたことを証する書類を添付してください。

第13号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

と畜検査申請書

年 月 日

香川県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、申請します。

整理 番号	種類	検査を受けようとする 獣 畜				とさつし、又 は解体しよう とする年月日	時間外 の検査
		品 種 産 地	性別 年齢	特 徴	病歴に関する情報 動物用医薬品等の使用状況		

(裏面)

	整理 番号	とさつした日時	とさつした場所	とさつした理由
検査を受けようとする 獣畜にと畜場法第 13条第1項第2号又 は第3号の規定によ りとさつしたものが ある場合				

- 備考 1 検査を受けようとする獣畜の年齢については、不明のときは、推定年齢を記載してください。
- 2 検査を受けようとする獣畜の特徴については、毛色、重量等を記載してください。
- 3 時間外の検査については、時間外の検査を受けようとする場合に○印を付けてください。
- 4 時間外とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分前及び午後5時15分後の時間並びにこれらの日以外の日をいいます。
- 5 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつしたものがあある場合の整理番号については、該当する検査を受けようとする獣畜の整理番号を記載してください。
- 6 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 7 検査を受けようとする獣畜にと畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつしたものがあある場合は、その獣畜に係ると畜場法施行規則第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付してください。

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年八月二十九日

香川県規則第八十七号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

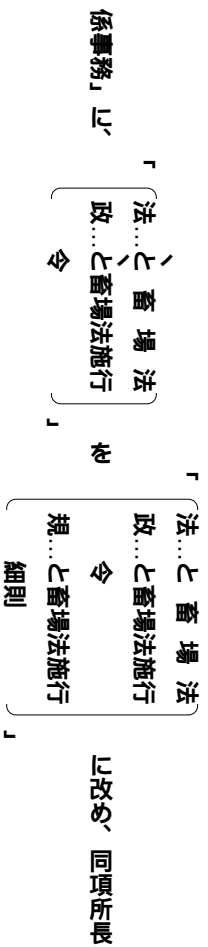
第一条 香川県行政組織規則(昭和三十六年香川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条生活衛生課の項第四号中「と畜場法」を「と畜場法」と改める。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第二条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表三食肉衛生検査所と畜場法関係事務の項中「と畜場法関係事務」を「と畜場法関係事務」と改め、同項所長



等委任事項の欄第八号中「と殺する」を「とせつする」と改め、同項第二号を「4条2号」と改め、同号を同項同欄第十号とす。同項同欄第七号中「と殺」を「とせつ」と改め、同号を同項同欄第八号とす。同項同欄第六号中「13条1項」を「17条1項」と改め、同号を同項同欄第五号中「12条2号」を「16条2号」と改め、同号を同項同欄第七号とす。同項同欄第四号中「と殺」を「とせつ」と改め、同号を同項同欄第六号とす。同項同欄第三号中「と畜場における獣畜のと殺」を「獣畜のとせつ」と改め、同号を同項同欄第五号とす。同項同欄第二号中「と殺」を「とせつ」と改め、同号を同項同欄第三号とす。同項同欄第一号中「と殺」を「とせつ」と改め、同号を同項同欄第二号とす。同項同欄第一号中「と殺」を「とせつ」と改め、同号を同項同欄第二号とす。

同号を同項同欄第四号とす。同項同欄第一号中「と殺する」を「とせつする」と改め、同項同欄第一号を「13条1項1号」と改め、同号を同項同欄第三号とす。同項同欄第一号及び第二号とす。次の二号を加える。

- 1 作業衛生責任者の設置又は変更の届出を受けること。(法7条6項、10条2項)
- 2 と畜場若しくは、作業衛生責任者の解任を命ずること。(法8条、10条2項)

別表三食肉衛生検査所と畜場法関係事務の項所長等委任事項の欄に次の二号を加える。

- 11 と畜場外へ牛の皮等を持ち出すことを許可し、又はその許可を取り消すこと。(政5条1項1号・2号・3号、規14条)
- 12 と畜場外に持ち出した獣畜の肉等を焼却した旨の報告を受けること。(規15条1項)

別表三食肉衛生検査所食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務の項所長等委任事項の欄第三号中「と殺」を「とせつ」と改め、同項同欄第六号中「食鳥と殺」を「食鳥とせつ」と改める。

(香川県食肉衛生検査所規則の一部改正)

第三条 香川県食肉衛生検査所規則(昭和五十一年香川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「と殺する」を「とせつする」と改め、同項第二号中「と殺」を「とせつ」と改め、同項第五号中「と殺作業は」を「とせつ作業又は」と改め、同項第七号中「と殺された」を「とせつされた」と改める。

第六条第一項中「所務」を「上司の命を受けて食肉衛生検査所の業務」と改め、同条第四項中「副主幹」の下に「主任主査及び主査」を加え、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年八月二十九日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています